

反社会的勢力排除に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

．改正等の趣旨

去る 5 月 18 日付けで本協会自主規制規則「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が制定（7 月 1 日施行）され、新規に口座を開設しようとする顧客に対する反社会的勢力に該当するか否かの審査が義務付けられるなど、有価証券の売買等における反社会的勢力との関係遮断について規則化されたところである。

今般、こうした動きを受け、証券会社が引受けを行う場合など有価証券の発行段階等における反社会的勢力排除の規定についても整備を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

．改正等の骨子

1．「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

- (1) 「反社会的勢力」の定義を追加する。
(第 2 条第 24 号)
- (2) 反社会的勢力を排除するための内容を含んだ引受契約を締結する旨規定する。
(第 8 条の 2)
- (3) 有価証券の引受時に反社会的勢力との関係等の有無を確認する旨規定する。
(第 8 条の 3)
- (4) その他所要の整備を図る。

2．「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

- (1) 社債券の引受審査項目の一つに、「適格性」として、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力との関係があるか否か確認する旨、引受審査項目として追加する。
(第 11 条第 1 号)
- (2) その他所要の整備を図る。

3．「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の一部改正について

- (1) 「反社会的勢力」の定義を追加する。
(第 2 条第 8 号)
- (2) 反社会的勢力を排除するための内容を含んだ買受契約を締結する旨規定する。

(第 7 条の 2)

- (3) 第三者割当増資等の買受時など反社会的勢力との関係の有無等を確認する旨規定する。

(第 7 条の 3)

- (4) その他所要の整備を図る。

4 . 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

- (1) 「反社会的勢力」の定義を追加する。

(第 2 条第 10 号)

- (2) グリーンシート銘柄等の指定条件等に反社会的勢力との関係を有していないこと等を追加する。

(第 6 条第 1 項第 4 号)

- (3) グリーンシート銘柄等の発行会社が反社会的勢力の関係を有している事実が判明した場合において指定取消しとなる旨規定する。

(第 36 条第 5 項第 13 号)

- (4) その他所要の整備を図る。

5 . 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

- (1) 決算短信等において、発行会社の反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を開示する旨規定する。

(別表 . 4 . (4))

- (2) その他所要の整備を図る。

． 施行の時期

1 . 上記 . 1 から 3 について

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

2 . 上記 . 4 及び 5 について

この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現 行 ど お り) 23 <u>24 反社会的勢力</u> <u>定款の施行に関する規則第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。</u> 第 3 節 反社会的勢力の排除 (反社会的勢力排除のための契約内容) 第 8 条の 2 <u>引受会員は、発行者又は売出人(以下「発行者等」という。)との間において締結する元引受契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u> <u>1 発行者等が反社会的勢力でない旨を確約すること。</u> <u>2 前号の確約が虚偽であると認められたときは、引受会員の申出により当該元引受契約が解除されること。</u> <u>3 発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたときは、引受会員の申出により当該元引受契約が解除されること。</u> (反社会的勢力の排除) 第 8 条の 3 <u>引受会員は、引受審査において、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認しなければならない。</u>	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 23 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>2 引受会員は、発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、元引受契約を締結してはならない。</u> <u>3 引受会員は、元引受契約を締結した後に発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当該元引受契約に基づく引受けを行ってはならない。</u> 第 4 節 (現行どおり) 第 5 節 (現行どおり) 第 6 節 (現行どおり) (社債券の引受審査項目) 第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1 <u>適格性</u> <u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> (現行どおり) <u>5</u> (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成23年 1 月 1 日から施行する。	第 3 節 (省 略) 第 4 節 (省 略) 第 5 節 (省 略) (社債券の引受審査項目) 第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 (新 設) <u>1</u> (省 略) <u>2</u> (省 略) <u>3</u> (省 略) <u>4</u> (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略)

「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
(新規公開における引受審査項目の細目) 第 9 条 規則第16条第 2 項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ・ロ (現行どおり) ハ <u>反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u> ニ (現行どおり) 2 イ (現行どおり) 8 2 規則第16条第 2 項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。) の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ・ロ (現行どおり) ハ <u>反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u> ニ (現行どおり) (上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)	(新規公開における引受審査項目の細目) 第 9 条 規則第16条第 2 項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ・ロ (省 略) ハ <u>反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み</u> ニ (省 略) 2 イ (省 略) 8 2 規則第16条第 2 項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。) の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ・ロ (省 略) ハ <u>反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み</u> ニ (省 略) (上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)

新	旧
第 10 条 規則第 17 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 適 格 性 <u>反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</u> 2 (現行どおり) 6 2 規則第17条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 適 格 性 <u>反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</u> 2 (現行どおり) 5 (社債券の引受審査項目の細目) 第 11 条 規則第 18 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。 <u>1 適格性</u> <u>反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</u> <u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> (現行どおり)	第 10 条 規則第 17 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 適 格 性 <u>反社会的勢力との関係の有無</u> 2 (省 略) 6 2 規則第17条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 適 格 性 <u>反社会的勢力との関係の有無</u> 2 (省 略) 5 (社債券の引受審査項目の細目) 第 11 条 規則第18条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。 (新 設) <u>1</u> (省 略) <u>2</u> (省 略) <u>3</u> (省 略)

新 付 則	旧
この改正は、平成23年 1 月 1 日から施行する。	

「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 第三者割当増資等 第三者割当(企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する方法をいう。以下同じ。) により行う株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「株券等」という。) に係る募集又は売出しをいう。 2 ゝ (現行どおり) 7 <u>8 反社会的勢力</u> <u>定款の施行に関する規則第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。</u> (買受け時の確認事項) 第 3 条 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等(当該第三者割当増資等に当たって株主総会の特別決議を行っていないものに限る。<u>第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 10 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条及び第 17 条第 1 項から第 3 項までを除き、以下同じ。</u>) の買受けを行うに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項について確認し、総合的な判断及び責任のもとに当該買受けを行わなければならない。 1 ゝ (現行どおり) 6	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 第三者割当増資等 <u>上場発行者が</u>第三者割当(企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する方法をいう。以下同じ。) により行う株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「株券等」という。) に係る募集又は売出しをいう。 2 ゝ (省 略) 7 (新 設) (買受け時の確認事項) 第 3 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券等(当該第三者割当増資等に当たって株主総会の特別決議を行っていないものに限る。第 10 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条及び第 17 条第 1 項を除き、以下同じ。) の買受けを行うに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項について確認し、総合的な判断及び責任のもとに当該買受けを行わなければならない。 1 ゝ (省 略) 6

新	旧
(上場発行者に対する説明) 第 4 条 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等の買受けと同時に当該株券等を原資産とする有価証券を組成(これに類する行為を含む。以下この条において同じ。)する場合には、当該有価証券を組成する旨を当該上場発行者に対して説明しなければならない。 2 (現行どおり) (上場発行者に対する要請) 第 5 条 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券の買受けを行うに当たっては、<u>当該上場発行者に対し</u>、本協会が別に定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に基づき払込金額を決定するよう要請しなければならない。 2 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対して、次の各号に掲げる事項について、適切な開示を行うよう要請するものとする。 1 (現行どおり) 7 (買受けの条件) 第 6 条 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たって、直前に行われた<u>当該上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等(当該買受けが行われた日から5年以内に行われたものに限る。)の割当先の当該株券等に係るその後の投資行動を確認することとし、当該直前に行われた<u>当該上場</u>	(上場発行者に対する説明) 第 4 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けと同時に当該株券等を原資産とする有価証券を組成(これに類する行為を含む。以下この条において同じ。)する場合には、当該有価証券を組成する旨を当該上場発行者に対して説明しなければならない。 2 (省 略) (上場発行者に対する要請) 第 5 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対し、本協会が別に定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に基づき払込金額を決定するよう要請しなければならない。 2 会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対して、次の各号に掲げる事項について、適切な開示を行うよう要請するものとする。 1 (省 略) 7 (買受けの条件) 第 6 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たって、直前に行われた第三者割当増資等に係る株券等(当該買受けが行われた日から5年以内に行われたものに限る。)の割当先の当該株券等に係るその後の投資行動を確認することとし、当該直前に行われた第三者割当増資等に際しての保有方針に関する開

新	旧
発行者による第三者割当増資等に際しての保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることが判明した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該買受けを行ってはならないものとする。	示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることが判明した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該買受けを行ってはならないものとする。
(買受けの中止時等の取扱い)	(買受けの中止時等の取扱い)
第 7 条 会員は、上場発行者の役員（金商法第21条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、未公表である株券等の募集を行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第166条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。）を行ったことを確認した場合には、<u>当該上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。</u>	第 7 条 会員は、上場発行者の役員（金商法第21条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、未公表である株券等の募集を行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第166条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。）を行ったことを確認した場合には、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。
2 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、株券等の募集の準備期間中において、<u>当該上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該株券等の募集を行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。</u>	2 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、株券等の募集の準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該株券等の募集を行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。
3 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、<u>当該上場発行者が指名を予定していた買受人の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が当該第三者割当増資</u>	3 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた買受人の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされる

新	旧
等を決定する日(公表がなされるものに限る。)前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の第三者割当増資等を行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。 4 会員は、第1項の規定により買受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が<u>当該第三者割当増資等を決定する日</u>(公表がなされるものに限る。)までの期間が6か月を経過した後でなければ、当該上場発行者の第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。	ものに限る。)前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の第三者割当増資等を行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。 4 会員は、第1項の規定により買受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日(公表がなされるものに限る。)までの期間が6か月を経過した後でなければ、当該上場発行者の第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。
第3章 反社会的勢力の排除	(新設)
(反社会的勢力排除のための契約内容)	
第7条の2 会員は、発行者との間において締結する第三者割当増資等に係る株券等の買受けに関する契約(以下「買受契約」という。)において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 1 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。 2 前号の確約が虚偽であると認められたときは、会員の申出により当該買受契約が解除されること。 3 発行者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、会員の申出により当該買受契約が解除されること。 2 前項の規定は、会員が第三者割当増資等	(新設)

新	旧
<u>に係る株券等の会員以外の者による買受けを斡旋する場合において締結する買受けの斡旋に関する契約に準用する。このとき、「発行者」とあるのは「発行者及び第三者割当増資等に係る株券等の買受けをしようとする者又はその一方（会員を除く。）」と、「第三者割当増資等に係る株券等の買受けに関する契約（以下「買受契約」という。）」及び「買受契約」とあるのは「第三者割当増資等に係る株券等の買受けの斡旋に関する契約」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> （反社会的勢力の有無の確認） 第 7 条の 3 <u>会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たっては、発行者が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認しなければならない。</u> 2 <u>会員は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、買受契約を締結してはならない。</u> 3 <u>会員は、買受契約を締結した後に発行者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当該買受契約に基づく買受けを行ってはならない。</u> 4 <u>会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行った後に発行者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、速やかに関係の解消に努めなければならない。</u> 5 <u>第 1 項から第 3 項までの規定は、会員が第三者割当増資等に係る株券等の会員以外の者による買受けを斡旋する場合に準用する。このとき、「買受け」とあるのは「買受けの斡旋」と、「発行者」とあるの</u>	（ 新 設 ）

新	旧
は「発行者及び第三者割当増資等に係る株券等の買受けをしようとする者又はその一方（会員を除く。）」と、「買受契約」とあるのは「第三者割当増資等に係る株券等の買受けの斡旋に関する契約」と、それぞれ読み替えるものとする。 第 4 章 （ 現行どおり ） 第 5 章 （ 現行どおり ） （みなしMSCB等への適用） 第 18 条 会員が<u>上場発行者</u>による第三者割当増資等に係る株券等（MSCB等を除く。この条において同じ。）の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該第三者割当増資等を行う上場発行者が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該株券等と密接不可分の関係であって、かつ、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 2 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。 2 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成23年 1 月 1 日から施行する。	第 3 章 （ 省 略 ） 第 4 章 （ 省 略 ） （みなしMSCB等への適用） 第 18 条 会員が第三者割当増資等に係る株券等（MSCB等を除く。この条において同じ。）の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該第三者割当増資等を行う上場発行者が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該株券等と密接不可分の関係であって、かつ、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 2 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。 2 （ 省 略 ）

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

>

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現 行 ど お り) 9 10 <u>反社会的勢力</u> <u>定款の施行に関する規則第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。</u> (グリーンシート銘柄等の指定条件) 第 6 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がグリーンシート銘柄等として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 <u>発行会社</u>が株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。) 第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第 36 条第 5 項第 8 号において同じ。) に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。) 。 2 (現 行 ど お り) 3 <u>本協会</u>が第 9 条の指定を行う日までに、<u>発行会社</u>が当該有価証券の譲渡につき制限を行っていないこと。	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 9 (新 設) (グリーンシート銘柄等の指定条件) 第 6 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がグリーンシート銘柄等として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。) 第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第 36 条第 5 項第 8 号において同じ。) に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。) 。 2 (省 略) 3 <u>本協会</u>が第 9 条の指定を行う日までに、当該有価証券の譲渡につき制限を行っていないこと。

新	旧
<u>4 発行会社が反社会的勢力でないこと及び発行会社が反社会的勢力との関係を有していないこと。</u> 2 (現行どおり) 4 5 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 (現行どおり) <u>2 反社会的勢力を排除する仕組みが構築されていること。</u> <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> (現行どおり) 6 (現行どおり)	(新 設) 2 (省 略) 4 5 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 (省 略) (新 設) <u>2</u> (省 略) <u>3</u> (省 略) 6 (省 略)
(審 査) 第 7 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行会社の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は<u>第5号及び第6号</u>を、投信・SPCに区分する場合は<u>第4号から第6号</u>を、それぞれ除く。 1 (現行どおり)	(審 査) 第 7 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は<u>第4号及び第5号</u>を、投信・SPCに区分する場合は<u>第3号から第5号</u>を、それぞれ除く。 1 (省 略)

新	旧
<u>2 反社会的勢力を排除する仕組みが構築されていること。</u> <u>3</u> 、 (現行どおり) <u>7</u> 2 、 (現行どおり) 4 (同意書等の徴求) 第 8 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。) は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。 <u>2 取扱会員になろうとする会員は、発行会社より反社会的勢力でない旨及び反社会的勢力との関係を有していない旨所定の様式により記載した書面にて確認し、その写しを本協会に提出しなければならない。</u> <u>3</u> (現行どおり) (エマージング区分についての確認) 第 13 条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。) は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定又は区分変更した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から <u>4 か月</u> を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しな	(新 設) <u>2</u> 、 (省 略) <u>6</u> 2 、 (省 略) 4 (同意書等の徴求) 第 8 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。) は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。 (新 設) <u>2</u> (省 略) (エマージング区分についての確認) 第 13 条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。) は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定又は区分変更した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から <u>3 か月</u> を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しな

新	旧
ればならない。 2 (現行どおり) 3 第 1 項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第 1 項で判定した事業年度の後 2 事業年度が経過すること、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること(以下「売上高等の増加状況」という。)について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査(以下「審査等」という。)を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から 4 か月を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならぬ。 ただし、当該審査等にあたり、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を変更した場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 4 、 (現行どおり) 7	ればならない。 2 (省 略) 3 第 1 項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第 1 項で判定した事業年度の後 2 事業年度が経過すること、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること(以下「売上高等の増加状況」という。)について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査(以下「審査等」という。)を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から 3 か月を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならぬ。 ただし、当該審査等にあたり、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を変更した場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。 1 (省 略) 2 (省 略) 4 、 (省 略) 7
(会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第 15 条 グリーンシート銘柄等の取扱会員 (取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下第 2 項から第 7 項において同じ。) は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後 3 か月以内に本協会に提出しなければならない。 <u>ただし、やむを得ない理由により当該期間内に提出できないものとして、有価証券報告書については金商法第 24 条第 1</u>	(会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第 15 条 グリーンシート銘柄等の取扱会員 (取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下第 2 項及び第 3 項において同じ。) は、グリーンシート銘柄等の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後 3 か月以内に本協会に提出しなければならない。

新	旧
<u>項本文に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合、会社内容説明書については本協会の承認を受けた場合には、内閣総理大臣等又は本協会の承認を受けた期間内にそれぞれ提出しなければならない。</u> <u>2 取扱会員は、前項に規定する本協会の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面を本協会に提出しなければならない。</u> <u>1 当該会社内容説明書の提出に関して当該承認を受けようとする期間</u> <u>2 当該会社内容説明書に係る事業年度終了の日</u> <u>3 当該会社内容説明書の提出に関して当該承認を必要とする理由</u> <u>4 第4項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法</u> <u>3 前項に規定する書面には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</u> <u>1 定款又はこれに準ずるもの</u> <u>2 前項第3号に規定する理由を証する書面</u> <u>4 本協会は、第2項の承認の申請があった場合において、当該取扱会員がやむを得ない理由により会社内容説明書をその事業年度経過後3か月以内(当該事業年度に係る会社内容説明書の提出に関して第1項の本協会による承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年度(その日が事業年度開始後3か月以内の日である場合には、その直前事業年度)から当該申請に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る会社内容説明書について、承認をするものとする。 <u>5</u> 前項の規定による承認に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、本協会は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。 <u>6</u> (現行どおり) <u>7</u> (現行どおり) <u>8</u> (現行どおり) <u>9</u> (現行どおり) (会社情報の本協会への報告) 第16条 グリーンシート銘柄等の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第3項から第5項までにおいて同じ。)は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報等報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。 2・3 (現行どおり) 4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄等の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本協会への提出をもって同項に規定するT D n e tによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の金融商品取引所(T D n e tが設置されて	(新設) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) <u>4</u> (省略) <u>5</u> (省略) (会社情報の本協会への報告) 第16条 グリーンシート銘柄等の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第3項から第5項までにおいて同じ。)は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報等報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。 2・3 (省略) 4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄等の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本協会への提出をもって同項に規定するT D n e tによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の金融商品取引所(T D n e tが設置されて

新	旧
いる金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券の発行会社であるときは、本協会が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。	いる金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、本協会が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。
5 (現行どおり)	5 (省 略)
8	8
(本協会による照会等及びこれに対する対応)	(本協会による照会等及びこれに対する対応)
第 17 条 本協会は、グリーンシート銘柄等の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条及び第33条において「照会等」という。)を行うことができる。	第 17 条 本協会は、グリーンシート銘柄等の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条及び第32条において「照会等」という。)を行うことができる。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
4 (現行どおり)	4 (省 略)
(第三者割当増資等に係る本協会への書面の提出)	(新 設)
第 18 条の 2 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。)</u>は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が第三者割当による会社法第 199 条第 1 項に規定する募集株式及び会社法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権の割当てを行う場合、発行会社より、割当てを受ける者(グリーンシート銘柄等の発行会社又は協会員を除く。)が反社会的勢力でない旨及び反社会的勢力との関係を有していない旨所定の様式により記載した書面にて確認し、その写しを本協会に提出	

新	旧
しなければならない。 (売買審査) 第 33 条 本協会は、次の各号に定めるグリーンシート銘柄等の売買について審査を行うものとする。 1 (現行どおり) 2 グリーンシート銘柄等の<u>発行会社</u>に係る金商法第166条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄等に係る金商法第167条第 3 項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等 3 (現行どおり) 2 (現行どおり) 5 (取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 取扱会員等としての指定の取消しを希望する取扱会員等は、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合ですべての取扱会員が同時に当該指定の取消しを希望するときは、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うことができる。 2 (現行どおり) 4 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 (現行どおり)	(売買審査) 第 33 条 本協会は、次の各号に定めるグリーンシート銘柄等の売買について審査を行うものとする。 1 (省 略) 2 グリーンシート銘柄等の<u>発行者</u>に係る金商法第166条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄等に係る金商法第167条第 3 項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等 3 (省 略) 2 (省 略) 5 (取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 取扱会員等としての指定の取消しを希望する取扱会員等は、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合ですべての取扱会員が同時に当該指定の取消しを希望するときは、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うことができる。 2 (省 略) 4 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 (省 略)

新	旧
4 5 会社内容説明書等の提出遅延 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社が第15条第1項及び第6項に規定する期間の経過後1か月以内に会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)</u>を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1か月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合 6 (現行どおり) 12 13 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社が反社会的勢力である事実、又は発行会社が反社会的勢力と関係を有しているものとして次に掲げる関係を有している事実が判明した場合</u> イ <u>次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかが反社会的勢力である関係</u> (1) <u>グリーンシート銘柄等の発行会社の親会社等(親会社又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他関係会社をいう。以下この号において同じ。)</u> (2) <u>グリーンシート銘柄等の発行会社の子会社</u> (3) <u>グリーンシート銘柄等の発行会社の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。))、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。))をいう。)</u> ロ <u>イのほか反社会的勢力がグリーンシート銘柄等の発行会社の経営に関与し</u>	4 5 会社内容説明書等の提出遅延 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社が第15条第1項及び第2項に規定する期間の経過後1か月以内に会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)</u>を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1か月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合 6 (省 略) 12 (新 設)

新	旧
<u>ている関係</u> <u>14</u> そ の 他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すことが適当であると<u>判断した場合</u> <u>6</u> ゝ (現行どおり) <u>8</u> <u>(反社会的勢力の排除の仕組みに係る指導)</u> <u>第 43 条</u> <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員</u> <u>(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。) は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が定める反社会的勢力を排除する仕組みについて、当該発行会社に対し適切に指導しなければならない。</u> 付 則 この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。	<u>13</u> そ の 他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すことが適当と<u>認めた場合</u> <u>6</u> ゝ (省 略) <u>8</u> (新 設)

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新		旧	
別 表 ・ (現行どおり)		別 表 ・ (省 略)	
報告事象欄	軽微基準欄	報告事象欄	軽微基準欄
1 (現行どおり)		1 (省 略)	
2 次に掲げる事実が発生した場合		2 次に掲げる事実が発生した場合	
・ (現行どおり)		・ (省 略)	
(21) 規則に定めるところにより監査報告書を添付した会社内容説明書を、本協会に対して、規則に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと、当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと及びこれらの開示を行った		(21) 規則に定めるところにより監査報告書を添付した会社内容説明書を、本協会に対して、規則に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと <u>及び</u> 当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を	

新		旧	
後提出したこ と並びに当該 期間の延長に 係る内閣総理 大臣等の承認 を受けたこと。 (22) ゝ（現行どおり） (26) 3 （現行どおり） 4 当該発行会社の 事業年度若しく は中間会計期間 又は連結会計年 度若しくは中間 連結会計期間に 係る決算の内容 が定まった場合。 なお、事業年度に 係る決算の内容 を開示するとき、 当該発行会社の コーポレート・ガ バナンスに関す る基本的な考え 方及びその施策 の実施状況（次の から__までに掲 げる事項をいう。） について、併せて 開示しなければならない。 ゝ（現行どおり） 当該発行会社		行った後提出 したこと。 (22) ゝ（省略） (26) 3 （省略） 4 当該発行会社の 事業年度若しくは 中間会計期間又は 連結会計年度若し くは中間連結会計 期間に係る決算の 内容が定まった場 合。なお、事業年 度に係る決算の内 容を開示すると き、当該発行会社 のコーポレート・ ガバナンスに関す る基本的な考え方 及びその施策の実 施状況（次の か ら__までに掲げる 事項をいう。）につ いて、併せて開示 しなければならない。 ゝ（省略） （新設）	

新		旧	
<u>の反社会的勢力 排除に向けた体 制整備に関する 内容</u> 5 ゝ（現行どおり） 11		5 ゝ（省略） 11	
付 則 この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行 する。			